

令和7年6月三種町議会定例会会議録

令和7年6月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠	山	勝	巳	2 番	三	浦	敦
3 番	高	橋		満	4 番	平	賀	真
5 番	成	田	光	一	6 番	遠	藤	勝 昭
7 番	児	玉	儀	広	8 番	森	山	大 輔
9 番	伊	藤	千	作	10 番	清	水	欣 也
11 番	荒	谷	要	伸	12 番	三	村	眞
13 番	小	澤	高	道	14 番	堺	谷	直 樹
15 番	加	藤	彦	次郎				

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	務	課	長	田	川	政	幸	副	町	長	檜	森	定	勝
総	務	課	長	三	浦	幸	保	企	画	策	加	藤	登	子
税	祉	課	長	三	浦		綱	町	民	生	後	藤	一	家
福	林	課	長	近	藤		洋	健	康	推	大	高	博	充
農	設	課	長	鎌	田		誠	商	工	光	牧	野	誠	一
建	丘	課	長	児	玉	憲	一	上	下	水	国	塚	勝	英
琴	支	所	長	近	藤	政	人	山	本	支	石	井		透
会	計		長	内	藤	英	子	教	育		藤	田	良	博
教	育	次	長	木	村	将	来	農	業	委	見	上		貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	清	水	秀	文	議会事務局	主査	池	内	和	人
議会事務局	主事	畠	山	夏	海						

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 3 号 令和 7 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第 3 4 号 令和 7 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 3 議案第 3 6 号 三種町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 5 号 令和 7 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 5 議案第 3 7 号 三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 8 号 工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校テニス部室・ロータリー雁木建築工事）
- 第 7 議案第 3 9 号 工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校共励館改修建築工事）
- 第 8 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校多目的広場整備工事）
- 第 9 議案第 4 1 号 財産の取得について（液晶ディスプレイ一体型電子黒板）
- 第 1 0 議案第 4 2 号 財産の取得について（校務用等パソコン及び周辺機器）
- 第 1 1 議案第 4 3 号 財産の取得について（三種中学校スクールバス）
- 第 1 2 議案第 4 4 号 財産の取得について（三種中学校施設備品（スクールセット・教卓等））
- 第 1 3 議案第 4 5 号 令和 7 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 4 6 号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 陳情第 4 号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書
- 第 1 6 発委第 3 号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について
- 第 1 7 発委第 4 号 三種町議会会議規則の一部改正について
- 第 1 8 発委第 5 号 三種町議会委員会条例の一部改正について
- 第 1 9 議員派遣の件
- 第 2 0 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和 7 年 6 月 1 3 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1．議案第 3 3 号「令和 7 年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、森山議員。

8 番 (森山大輔)

それでは、質問させていただきます。

まず、予算書の 15 ページなんですけれども、報道もありましたが、テレビの受信料の受信契約ができていなかったということなんですけれども、これ、契約していなかった期間というのはどのぐらいになるものでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

かなりの台数がございますけれども、一番古いもので申し上げますと、平成 27 年 3 月に設置したカーナビゲーション、これが一番古いものになります。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

当然何かしら再発防止策を取られていると思うんですけれども、現状予定されている防止策がありましたら教えていただけますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

まず、テレビ付きのカーナビゲーションでございますが、現在テレビが受信できないカーナビ製品も発売されているようでございますので、そちらへの載せ替えも検討いたしております。ただ、載せ替えに当たっての要するに新規購入の費用と現在の受信料と比較しての対応となるかと思っております。

また、携帯電話につきましては、かつて通信料が安いということで昔のワンセグ携帯をわざわざ買ったという経緯がございますが、この際スマートフォンに切り替えて受信料がないような対応にしたいと考えております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

続きまして、17 ページなんですけれども、こちらの光通信網設備情報作成支援業務、これでたしか、この光通信設備を事業者に譲渡するに当たって、その準備としてそのリストを作成するというお話だと思うんですけれども、これは現状、そのリストは現存しないのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

リストは存在しておりますが、譲渡するに当たってより詳細な情報を整理する必要があるということで、新たに契約をさせていただくものでございます。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

なるほど、より詳細なものと。現状どういったものが存在していて、今後どういう情報が必要というのはご説明可能でしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

平成23年に山本地域の一部の集落等を対象に、町が光通信網を整備いたしました。それを現在も町が維持してきているんですけれども、令和8年度末をもって民間へ無償譲渡するということを前提にこの調査に入らせていただいております。譲渡するに当たっては、より詳細な現状を把握する必要があるという事業者目線での対応が必要となっておりますので、それらを専門の事業者へ委託するという内容でございます。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

伺いたかったのは、これは今あるものであれば、管理上、一定の情報は当然持っていると思うんですね。当然、譲渡するといえれば追加情報が必要なこともあるのかもしれないんですけれども、それを町が費用負担して調査しなければいけないというのがどういう理由なのかというところを知りたくて、このような質問をしているんですけれども、そこが分かるようなご答弁をお願いできますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

譲渡を受ける側の条件として、よりここまでは必要だという情報を提示されております。それらを調査するに当たっては、現在の町の職員だけで調査を行うには限界があるということもございますので、より専門的な目線で調査していただくものということでございます。

議長（加藤彦次郎）

8 番。

8 番 (森山大輔)

簡単に言うと、今回無償譲渡ということだったと思うので、であれば事業者側にとって有利な話なのかな。であれば、あるものをお渡しして、事業者のほうであと必要なことがあればやっていただくというようなのが通常の流れなのかなと思ってこのような質問をしているんですけども、何かしら事情があって、町のほうでさらにこの情報をつけないと事業者のほうで無償譲渡を受けてもらえないというような状況なのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お願いします。

そのとおりでございます。無償で譲渡を受けるに当たっての事業者側の条件が提示されておりますので、今回この調査を必要としているということでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

続いて、同じく 17 ページなんですけれども、基幹系端末標準化共通化対応業務というのがございます。これは多分国の事業としてやっているものかと思うんですけれども、その事業費が上振れしているという報道を度々目にしております。この補正予算というのは、その影響によるもののでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お願いします。

今回の補正の内容に係るものは、今議員がおっしゃったような内容に関するものではございませんで、標準化対応していくに当たって必要なパソコンとプリンター等の設定にかかる費用ということで補正させていただいております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

一応念のため確認すると、当初想定されていなかったパソコンやプリンターの設定というのが新たに必要になったので、補正でここが上がってきているという理解でよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

当初予算を算定する時点では、必要な情報に応じて当初予算で置かせていただいておりますが、国のほうからより詳細な条件が提示されてきておりますので、それに沿った形で、追加の補正という形で今回計上しております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。

じゃあ、次をお伺いしたいと思います。

25 ページにありますけれども、能代山本市町村組合負担金ということで、今回報道もありまして、かなり、1 億 6, 100 万円という負担金がさらに増額になるということを目にしておりますけれども、今回この負担金増額において物価指数が上昇したというようなお話があったかと思っておりますけれども、前回の補正以降にどの程度物価指数が変動したのかというような情報は示されているのでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 後藤一家 ）

課長 お答えいたします。能代山本広域市町村圏組合の説明がありましたので、それを基にお答えしたいと思います。

本工事につきましては、契約書の第 32 条第 6 項ということで、いわゆるインフレスライド条項によりまして、今回 J V 側から 2 回目の協議請求が令和 7 年 4 月 1 日付で提出されたということで、県と協議の上、施工管理を行う会社の協力を得ながら、国の通知を基に変更額を精査したところ、妥当性があると認め、協議に応じたという報告を受けております。

この工事の工事費の主な要因ですけれども、建設資材や労務費の物価上昇によるもの、特に建設資材におきまして、土木建築工事の電気機械設備工事において特注品が多く、当該資材が相対的に高い上昇率になったという説明を受けております。これにより今年度の、令和 7 年度の一般廃棄物処理施設整備事業費負担金は 1 億 6, 182 万円増額の 13 億 5, 066 万 2, 000 円となっております。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

今いただいたようなご説明というのは以前にも目にしておりましたので、大体把握していたんですけれども、その上で、前回のスライド条項適用のときには具体的な物価指数が示された上での適用だったかなと思うんですけれども、今回同じように物価指数の状況というのは客観的な数字が示されているのかどうかというところを今伺いたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（後藤一家）

お答えいたします。

物価指数の上昇率であります。土木建築工事、こちらの建築費で4.8%、それから電気設備工事で25.2%、機械設備工事で33.6%、そのほかにプラント工事、こちらで汎用機械が5.8%、電気機器が4.2%、このような上昇率となっております。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

8番。

8番（森山大輔）

そうすれば、こういったものが示された上で組合で決定されたものと理解したいと思います。

続きまして、では次の質問に移りたいと思います。

27ページですけれども、こちらの黒瀬地区地図訂正嘱託事業というのがありまして、これは換地処分の錯誤というようなことだったと思うんですけれども、どのような経緯だったのか具体的に伺ってもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

お答えいたします。

住所的には、外岡字大首崎周辺となっております。現在、法務局に保管されている図面、圃場整備図面と国土調査図面に重複している場所があるということから、今回訂正を行うためのものでございます。

重複した要因でございますけれども、当該周辺については、昭和40年代半ば頃、圃場整備事業が行われており、昭和46年に換地処分されてございます。なお、同地区周辺については、昭和40年前後にも国土調査の現地測量を行っており、その成果が法務局に提出されたのが昭和47年であったため、国土調査を行った一部の土地が圃場整備区域内に入ってしまったことから、圃場整備図面と国土調査図面の一部が重複してしまっている状況にあります。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

すみません、なかなか私も専門家じゃないのでちょっと分かりにくいところがあったんですけれども、そうすると、いろんな換地があったりとか圃場整備があったものが、今現状、地図に正確に反映されていないものを手直するという理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（鎌田 誠）

そのとおりでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

分かりました。ありがとうございます。

続いて、35ページなんですけれども、こちらに、今回結構金額が大きいのは琴丘総合体育館システムカウンターというのがございます。3,080万円ですかね。これが移動式タイマーということなんですけれども、私の想像するものよりもかなり大がかりなものなんだろうなと思うんですけれども、どのようなこれ設備になるものなのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（木村将来）

お答えいたします。

こちらはシステムカウンター、大型得点板と申しまして、時間や得点、それからチームの表示といった、主にバスケットボールで多く使っておりますが、それらが総合的に表示されるものになります。

それで、台数といたしましては、2台が1組になっておりまして2組。琴丘総合体育館は体育館が2面ありますので、大きな大会は2面で行いますので、そちらでそれぞれ1組ずつを使用したいということで、購入を検討しているものでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

最近、プロの試合もやったりしているので、多分こういったものが必要なのかなと思うんですけれども、今現在、どのぐらいこれは使っているものなのかなんですかね。バスケの試合があるたびに大体これを使ってやっているものなのでしょうか。それであれば、年間どのぐらい使っているものなのか教えていただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（ 木村将来 ）

お答えいたします。

現在、主に使っているのはバスケットでございますが、そのほかにもバレーボール等でも使用が可能となっているそうでございます。三種町の場合は、琴丘ではバスケットボール大会、令和6年度で大きなところでのイベントというところでは、中学校の総合体育大会や高校の大会といったような、あと、招待試合、プロ、Bリーグの試合なども行っておりまして、イベント回数で19回程度は年間行っております。

以上です。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

分かりました。年間19イベントぐらいやっていらっしゃるわけですね。

かなり高額な事業だと思うんですけども、今回補正予算ということで、補正にしてはかなり金額が大きいなと思っていたんですけども、これは何か今やらなければいけない緊急性というものがあるものなのでしょうか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 木村将来 ）

お答えいたします。

こちらにつきましては、同等の掲示板が、現在使っておるものが旧琴丘町時代に平成17年あたりの購入となっておりまして、現在20年以上の経過となっております。それで、頻度はまだ少ないのですが、掲示板が途中で止まるような事例が発生しておりまして、メーカーさんに問い合わせ対応してもらっておりますが、20年たっているのも、あと部品交換等のサポートができないということで、新しく購入をしていきたいと考えているものです。

なお、今回の補正に上げました理由ですけれども、昨年度、t o t oのスポーツ振興くじの助成金に申請の手を挙げておりまして、昨年度からなかなか決定がつかなかったのですが、今回、4月に入りましてからスポーツくじからの助成金の決定が出ておりまして、そちらは11ページの雑入に入れさせていただいておりますが、480万円の補助金がついたということで、このタイミングで一緒に予算を提案いたしました次第でございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

この事業案、財源の構成を見ると、たしかふるさと基金が2,600万で、このスポーツくじのほうは480万でしたかね。ということからすると、ほぼふるさと基金のほうなのかなと思うんですけども、これ、今、壊

れてしまって困るという状態であれば、それが当初予算の後にそういった事例が起きて、今やらなきゃいけないっていうのであれば事情はよく分かるんですけれども、そのような状況なんですかね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 木村将来 ）

お答えいたします。

実は昨年度の当初予算のときに財政のほうと相談いたしまして、当初で上げるかという判断について協議した結果、まずこのスポーツの振興宝くじの内示が出た後の補正対応にしていこうということで協議しまして、このような対応とさせていただいております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。

あと1点伺いたいのは、今回ふるさと元気づくり基金を主な財源とする事業になるわけですが、このふるさと元気づくり基金というのは、非常に基金の金額も大きくて使途も非常に幅広い、使いやすい財源で重要な財源であると思うんですけれども、その使途の選定に当たって何かしら基準なり選定プロセスというものがあるんですけれども、今回の選定に当たってどのような選定基準、プロセスを取られたのか教えていただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

総務課長。

総務課長 （ 三浦 保 ）

お答えいたします。

まず、ふるさと納税の寄附金の充当でございますが、たしか6項目納税する方が指定する項目がございます。まずほとんどの方が使途を特定しない形でふるさと納税の寄附をしていただいております。充当につきましては、財政をつかさどる課としては、やはり一般財源の充当が大きいもの、こちらから順にふるさと納税を充当していくという方針でございますので、今回多額の設備となりますので、一般財源の持ち出しが大きいということで、ふるさと納税を充当させていただいた次第でございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

納税者の方が指定していないものに関しては一般財源の充当が大きいものを優先にということなんです、これは何か明文化された選定の規定なり選定のプロセスなりというものはございますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

総務課長。

総務課長（ 三浦 保 ）

お答えいたします。

あくまで一般財源として当局では捉えておりますので、毎年毎年、予算編成の中で財政運営の一環として充当先を決めております。ですので、例えば明確なルールとか運用基準というものはございません。

以上でございます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番（ 森山大輔 ）

分かりました。

以上で質問終わります。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

8 番、森山議員の質問に対し、総務課長から答弁の訂正を求められております。

総務課長。

総務課長（ 三浦 保 ）

先ほどのNHKの受信契約の答弁の中で、私、一番古いものを平成27年度と申し上げましたが、正しくは平成22年度でございます。訂正しておわび申し上げます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

いいですか、質問は。

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第33号「令和7年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第34号「令和7年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」及び日程第3．議案第36号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を一括議題とします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、森山議員。

8番 (森山大輔)

それでは、質問いたします。

この保険税、どうしてこういう料率になるのかというのはなかなか分からない状況が続いているんですけれども、これが多分、全国的にこの料率計算システムがブラックボックス化していることによって課題になっていることであるようなんですけれども、ほかの自治体においてモデル世帯というものを示して議会にも町民にも分かりやすい説明に努めている事例もあるようでございます。本町でも同じような説明を行うことは可能でしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (大高博充)

課長 お答えいたします。

モデル世帯の指定等々でございますけれども、現在当町においてはそういった検討はしてございません。そういった情報を今後収集しながら勉強させていただければと思っております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

ぜひお願いしたいと思います。これは、予算なり条例なりが通った後は、我々のほうから町民に対して説明する責任も出てまいりますので、ぜひ我々が理解できるような形で示していただければありがたいなと思います。

それからもう一点が、昨年引き上げたのに対して本年は引下げということで、保険料率が上下する状態となっております。町民の中には生活に余裕のない方も当然いらっしゃいます。料率の変更については、県からもそのような助言があったようですけれども、やはり慎重であるべきと考えますので、このような事態を回避するためには、シミュレーションモデルというものを使って将来予測、中長期的なものが予測できるという話を聞いたんですけれども、これによって長期的に安定した財政運営を図ることで頻繁な税率改正を回避する努力をしている自治体もあるというふうに伺っておりますが、本町において同じような取組というのは可能でしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (大高博充)

課長 お答えいたします。

シミュレーションモデルの採用についてですけれども、当町においては現在そのようなモデルを採用して国保税を算定するというようなことは検討してございません。現状の所得状況や被保者数、医療費の状況を鑑みて、適切

な税率に努めたいと考えております。どうかご理解のほどお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

現状考えていらっしゃらないということなんですけれども、もし可能であれば、当然中長期的に安定した料率設定のほうが望ましいということは多分共通理解かなと思うんですけれども、これ、シミュレーションモデルを何か採用しない理由というのはあるんでしょうか。または、別にほかの方法でも構わないと思うんですけれども、ある程度安定したものにしていたほうが、町民もその先の見通しが立つと思いますし、それが望ましいのかなと思うんですけれども、まずそのシミュレーションモデルがなぜ採用できないのか、またはほかのものでそういった中長期的な見通しを立てた安定した税率の運用はできないのか、教えていただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 大高博充 ）

課長 お答えいたします。

シミュレーションモデルに関しましては、現在詳細な情報がございませんでして、今後情報収集をしながら、採用できるものであれば今後採用していきたいように調査研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。ぜひ、安定した運用に向けて、できることは取り組んでいただければありがたいなと思います。

最後、今回基金のほうになんですけれども、これ当初予算で9,000万、余裕があって積み立てているんだと思うんですけれども、今回さらに423万円を積み増すという補正予算になっております。これを見れば、税率を引き下げてもまだ財政に余裕がある状況なのかなというふうに見受けられるんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 大高博充 ）

課長 お答えいたします。

今回9,400万ほどの基金積立てが見込まれておる次第でございますけれども、これはいろいろな要素が絡み合っているというご理解をお願いいたします。農業所得の増による賦課額の増、あるいは事業納付金の見込みより大幅な減、そういった要素が絡み合っている、特殊な事

例に基づいてこのような結果になっている次第でございます。どうかご理解のほどお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

大変複雑なシステムなので、いろんな要因が絡み合っているとは思いますが、すけれども、これだけ基金にまだ積み立てられるということは、税率を引き下げても、少なくともこの423万円という金額に関しては、これはまだそれだけ余力があるので積み立てようという、そういうお考えでよろしいわけですね。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（大高博充）

課長

今回税率を下げた理由におきましては、被保険者の負担軽減を図りつつ、国保財政の安定運営を目指すという観点から引き下げさせていただいております。結果的に基金が増えたという形になっておりますけれども、いろいろな要素が絡み合っ、今回このような結果、計算見込みであるというところでございますので、どうかご理解のほどお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

いろいろ複雑なことを検討していらっしゃったことは当然分かるんですけれども、結果として、まだ余裕があったから、これ余裕ないのに積み立てるってことはないと思うので、当たり前のことを伺っているつもりなんですけれども、これだけまだ余裕があったので積み立てている、それでこれが妥当なんだろうなという判断をするということだと思うんですけれども、そういう理解でよろしいわけですね。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（大高博充）

課長

今回、いろいろな要素で基金を積み立てることが可能となりました。余力があったかというところでございますけれども、収支のバランス等々ございまして積み上げたというところでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

すみません、当然いろいろあったと思うんですが、単純な質問なんです。当然、余裕がなければ取り崩さなきゃいけない、余裕があれば積み立てる、それがこの基金だと思うので、基金に積み立てるということは、結果と

してこれだけ余裕があったんですよという単純な質問をしているつもりなんです。それはそういう理解でよろしいですか。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進（大高博充）

課長 議員おっしゃるとおり、余力、力を蓄えることができたという解釈でよろしいかと思います。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）
分かりました。
以上で質問終わります。

議長（加藤彦次郎）
ほかに質疑ありませんか。
8番、清水議員。

10番（清水欣也）

2つの議案の一括、私の答弁に対してはぜひ町長にお答えいただきたいと、まず最初からお願いしをしておきます。

議長（加藤彦次郎）
マイクを上手に使ってください。

10番（清水欣也）

私の質問の結論は、今日の質問は、税率をもっと下げるべきであるという、その質問であります。その理由は2つあります。

1つは、今回物すごい財政の余裕が生じました、三種町には。国保財政は大金持ちであります。

それから2つ目は、前回の改正は、あれは非常に不適切な根拠と、それから見通しと、それから考え方に基ついて行われた税率改正であります。不適切というよりはもう誤った私の判断であったと、そう思っております。したがって、あの税率というのは元に戻すべきだと。リセットして元の数字に戻すべきだと。その上に立って、今回のこの税率改正を行うべきだと。そういう意味で、私は今回の倍の税率ぐらいに下げるべきだと、そういうような質問でありますけれども、町長はいかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進（大高博充）

課長 お答えいたします。昨年度の税率を上げたことに対する答弁でございます。

なぜ上げたかというところでございますけれども、基金が2年連続取崩しとなっております。令和4年度に3,000万円、5年度には5,000万円と、2年連続での基金取崩しがあり、残高が9,800万ほどとなってご

ざいます。そして、被保険者数が年々減少しているというところもございます。医療費の動向や所得の動向も見極める必要もございました。令和7年度においては事業納付金がかさむのではないかという見込みもございました。そういったことを総合的に判断いたしまして、6年度においてこのような税率に改定したという経緯がございますので、どうかご理解のほどをお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

去年の税率改正がなぜ誤っていたかという話になると、非常に時間がかかるので、私は端的に申し上げます。あと9月議会でこの問題については時間をかけていっぱいやりましょう。

この話が今課長から出ましたのでちょっと触れますが、結論として、前回の改正は単年度収支が黒字になるように今回税率を改正するんだという先回のお話でした。それも8年度、9年度の先のことは別にして、取りあえず6年度の単年度収支が黒字になるようにやる、それが目的で前回税率を改正するんだと、そういう説明だったんですよ。ところが、その時点でもう既に税率を上げなくても、財政収支も実質単年度収支も黒字にもうなっているんじゃないかと、そういうことなんです。今、皆さんが考えている時点で、もう既に単年度収支も実質単年度収支も黒字だよ、赤字にはならないよ、そういう資料を皆さん既に出しているじゃないですか。それをもって単年度収支が赤字になるからやるんだという、これがね、とっかおかしいんですよ。ということで、これはいずれ9月補正でやりましょう。

こういうような、つまり上げなくても十分に千何百万円の黒字になるんだと、こういうのはあの時点でもう資料から分かっているじゃないですか。そういう意味で、私はあれはおかしいと、絶対にもっと収入が増えたと、やめなさいと私は先回言いました。そのとおりになったでしょ。それを言っているんですよ。

それから、この財政の豊かな話になると、これは今現在、国保の財政基金は2億3,000万ありますよ。それに今回また400万円足されました。さらにこれが今、6年度からの繰越しがさらに2,100万円あります。これも今年度に移ってきます。それは繰越金ですけども、実質基金と同じことです。ですから、もう間もなく2億6,000万の基金になるわけですよ。そこから今、3,300万円を減税しようとしているわけですね。単純計算で基金は実質2億3,000万円残るわけです。それと、今度7年度のこれから決算まで行くわけですけども、皆さん今、大体計算すれば分かるじゃないですか。まだまだ余力が出て、さらに基金が増えますよ。という状況なんだから、ここは去年不適切な判断で町民に負担を強いた分を下げて、それから改めて今回の税率をまた下げると、こうやって私は住民に還元すべきだと、国保組合員に私は還元すべきであると、そういうふうに思います。

れども、いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、私からお答えいたします。

昨年度、確かに税率を上げさせていただいて、その当時の状況であれば、やはり単年度収支を目指すということが一つありました。結果として今回大幅に基金に積み戻す形になるということになりまして、大変そのあたりの見通しというか、そのあたりは大変甘かったのかなとか、逆に厳しく見過ぎたのかなと、そういった部分もあります。そういった意味では、昨年度、もう少し精査して検討すべきだったというところはひとつ考えていかなければいけないと思っています。

そして、今年度においてはこれからこういった形になるかということをして先般の全員協議会でお示ししております。今回はまず下げる形で対応しますが、今後も基金の状況、それから保険者の負担、そういったところも鑑みながら適正な税率をしっかりと算定していかなければいけないと思っていますので、7年度は今回提案させていただいていますが、翌年度以降もしっかりと精査した上で下げるべき方向で考えていきたいと思っていますし、やはり長期的に安定的な財源もしっかり見ながらやっていかなければいけないと、このように考えておりますので、そういった意味では、なるべく負担が多くなったり少なくなったり、そういった上下、乱高下という言葉でこの間表現していましたが、そういうことがないように、今後もしっかりと担当課、そして国保運営協議会、そういったところに諮って適正な税率を求めていきたいと、このように思っていますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

結果的にこうなると町長はおっしゃいましたが、結果的ではないんですよ。あの時点で、もう既に米代金の上昇で2億円も3億円も増収になるんだっていうのもあの検討段階で分かっているんですから。それからもう一つ、納付金が7,000万も去年から減るっていうことは、もうあの検討段階で分かっているんですから、当然に下がるはずなんだよ。下がるという資料を皆さん出しているんですよ。それでいながらなぜ税率を上げるのかと、おかしいじゃないかと、こういうことなんです。

基金の話を申し上げますと、2億円を超したのは三種町始まって以来、歴史上初めてであります。この基金は1億円から出発しました。平成29年に2億にしました。そうやって今来たわけですけども、今回初めてこの2億円を超えたわけです。

それからもう一つ、財政安定化対策分ということで、今回2,800万円

を繰越金に戻すことにしました。お返しすることになったんですよ。これも三種町始まって、歴代始まって初めてであります。それだけ税金が入ったからなんですよ。国保税が入ったからなの。そういうふうな今の余裕の状況なんですよ。

それと、もう一つ言わせてください。町はこの基金の処分に関してこういう見解を持っております。町長も今、何とかして基金はひとつ持つておかなければならぬというような話をしましたけれども、町はこの国保の基金の処分に関してこういうような考え方を持っている。世の中の経済状況が厳しい状況にあると、それをクリアするだけのものでないと、これは処分してはならないという考え方があるんだと、条例上、そういうふうに説明しているの。だから、先回の話ですよ、今回もやみくもに、基金があるからそれを取り崩して、税金に手をつけないように、こうすべきだと。逆に言うと、足りなかったら国保税を上げるようにと、そういう考えだということをおっしゃっているんです、町は。じゃあ言わせてもらいますが、厳しい財政状況というのはどういうことの場合を言うんだらう。これが一つ。

それから、そう言いながらも、町は令和2年度、それから令和4年度、それから令和5年度、5,000万も6,000万も基金を取り崩しているわけですよ。厳しい経済事情でない限り取り崩してはならないと言いながら、ちゃんと取り崩しているじゃないですか。

つまり私の言いたいのは、国保の基金というのは納税者を守るための制度なんですよ。もし余計でないときはこの基金を取り崩せと、そうやって順調になったらまた戻せと、この調整を繰り返して国保財政というのは運用していきましょうと、そういう目的である基金はつくられているんですよ。あの基金に手をつけるなど、こういう町の考えは、これは全く基金の趣旨に反している。

前回の改正をするときに基金は1億円残っています。その1億円、もし足りなかったら使えばいいじゃないですか。そして住民に負担を求めないようにすればいいじゃないですか。それを、あえて基金には手をつけるべきでないと条例上にそう書いてあると、皆さんは先回こういう説明をしたんですよ。こういう条例の処分の判断でいいんですか。それをお聞かせ願ひましょう。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（大高博充）

課長 答えいたします。

基金条例に議会の承認を得て処分できるものと明記してございます。「経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。」という1項目がございます。この著しい変動等は何でしょうかというところですが、財源が不足するため国保税を高くしなければ会計が回らないようなとき、税率を高くしなくて済む

ように、税率が著しく高くなる見込みであるときは、緩和するため財源充当できるとあります。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

税を上げなくてもいいように、資金を使って調整、うまくやりくりをしていきたいと思いますという話なんですよ。だから、先回はかたくなにそういうような説明をして税を上げてしまった。ところが、持続可能な安定した国保の財政の維持のためにと言って上げたんですよ。そうしたら、2年目に同じような理由で今度下げたわけですよ。これ、安定した財政運営と言えますか。

ここで結論を申し上げます。町長、もう一度答弁していただきたいんですけども、もしこれが来年も基金が2億円を超えるような状況、そうなった場合は、つまり基金プラス、実質収支がプラスである場合はこれはもう下げると、そういうような考え方に立って、来年度ひとつ大英断をしていただきたい、もう一つ、もう一回下げると。ただ、赤字になってしょうがないのにまた下げろとはとても言えません。そこで、何を基準にするか。アッパーを2億にする。その2億円を今現在の基金残額と、プラス単年度収支及び実質単年度収支を足したものが2億円を超した場合は、これはもう確実に下げるんだ、町民に還元するんだと、そういうルールをつくれればいいんですよ。そのほかにも理由はいっぱいありますけれども、少なくともこの基準に達した場合は必ず国保税を下げるんだと、そういうような一つのルールをつくりながら、ひとつ来年は検討していただくと、そういうことでいかがでしょうか。妥協案といえば妥協案ですね。いかがでしょう。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、いろんなご指摘をいただきました。それこそ基金はただ積むだけではなくて、やはり継続的な国保会計を運営するためにある程度余力として持つべきものであると私も思っていますので、必要以上に積み増す必要はないと思っています。ですから、今回の金額を一つの目安として、今後当然単年度収支はある程度安定させる必要もありますけれども、多少の赤字部分、そういった部分はしっかりと基金のほうでもサポートしながら、なるべく被保険者のほうの負担を増やさないような税率算定、そういったところに取り組んでいきたいと思っています。いずれにしてもルールだったりそういったところは毎年毎年状況によって変わる部分がありますので、一つの目安としてはいろんな検討をさせていただければありがたいなと思っていますので、引き続きいろんなご指導いただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

最後に念を押したいと思います。来年度、ぜひ税率をさらに下げるということに努力して着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

詳しい税率の話まではできませんが、いずれ恐らく下がる方向で検討することになると思います。はっきりとした明言はこれからの話になりますけれども、恐らく議員ご指摘されたとおりの結果になるのであろうと思いますので、その際はしっかりと引下げの検討もしていきたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

以上、終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

清水議員と森山議員が詳しくやりましたので、私は簡単に質問します。

全員協議会でも私指摘したんですけれども、前回、去年この国保税は、皆さん今主張しているように全然上げる必要はなかったんだと、それを上げてしまったというふうなこと。あれは、必要な額は去年で約900万ぐらい、これが足りないということで引き上げた。だから、あのときに私は基金があるじゃないかと、基金を使えば何も上げる必要ないということを主張したんですけれども、今、清水議員が言ったような形で基金は使えない云々というふうなことなどを含めてこれを強行してしまったということでもあります。

それで、今、清水議員の指摘で来年度も下げる方向で考えるという結論が見えたことを言っています。私、ここでちょっと指摘したいのは、一般の加入者への引下げは今回も大きく引き下げるんですけれども、この中で後期高齢者分、これが前回、去年は税率として所得割が2.67%にしたんだよね。これが0.93%のプラス、引上げであつたんです。今回引き下げることになって、見たら後期高齢者分がたったの0.11ポイントしか下がっていないんです。だから、上げるときは大幅に上げて、下げるときはちょっとしか下げていない。これは完全に不公平なんだよね。だから、今町長が来年度も下げるみたいなことを言ったので、下げるときには、来年度後期高齢者医療分、これは今年度はちょっとしか下げていないので、元に戻して、さらにまた来年度はプラスしてやっぱり下げるというふうにしても

raitainですよ。今回下げた分は下げるに値しないような状態なので、ぜひそここのところを検討してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (大高博充)

課長 お答えいたします。

後期高齢者支援分の下げ幅をもう少し下げたほうがいいというご見解でございます。先ほど町長答弁でありましたとおり、様々な要素を検討しながら、今後生かしていきたいというところでございますので、どうかご理解のほどお願いいたします。(「終わります」の声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより本案2件に対する一括討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第34号「令和7年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」及び議案第36号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を一括採決します。

本案2件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号及び議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第35号「令和7年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

8番 (森山大輔)

すみません、単純な確認なんですけれども、これの下の方に企業債というのがございますが、こちらの単位がこれは千円になるのかなと思って読んでみなんですけれども、そのような理解でよろしかったでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

上下水道課長。

上下水道 (国塚勝英)

課長 お答えします。

単位は千円でございます。

議 長 (加藤彦次郎)
8 番。
(森山大輔)
分かりました。
以上で質問を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)
ほかに質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。反対討論はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 35 号「令和 7 年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。
日程第 5. 議案第 37 号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。反対討論はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 37 号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。
日程第 6. 議案第 38 号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中

学校テニス部室・ロータリー雁木建築工事)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第38号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校テニス部室・ロータリー雁木建築工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第39号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校共励館改修建築工事）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

今回、工事請負契約。

議 長 (加藤彦次郎)

マイクを使ってください。

10番 (清水欣也)

関係なんですけれども、これ共通することなんですけれども、一つ伺いいたします。

これ、それぞれ指名業者数が、もちろん書かれていない、書かなくてもいいということになっているんですけれども、業者数、それから入札率、これはそれぞれ何ぼだったんでしょうね。非常に我々は審議上知りたい情報じゃないですか。これを皆さんに説明していただけますか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (木村将来)

お答えいたします。

最初の三種町立統合中学校テニス部室・ロータリー雁木建築工事でございますが、こちらのほうが指名者数が7者でございます。落札率は92.85%でございます。

続きまして、統合中学校共励館改修建築工事でございます。こちらのほうが指名数が7者でございます。落札比率が92.88%でございます。

最後に、多目的広場の工事でございます。こちらのほうが指名数が6者、そのうち辞退3者でございます。請負比率98.15%でございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

ありがとうございました。非常に今までなかった情報で、ありがとうございました。特に92.何%は意外だったと思います。

それで、この資料を議会に出せませんか、この契約議案の。確かにこれは出さなくてもいいということにはなっているんですけども、出せば駄目だという規定ではないわけですよ。これは情報として出したほうがいいのかというのは別途の判断によると私は思うんですよ。実際にこれは、前の三浦町長さんのときですか。からなくなったんですな。それまでは一覧表を出していたんですよ。いずれ公表する資料があるでしょう。あの資料をこの議会に出していたんですよ。それでこの契約議案の審査をしていたわけです。それが途中でなくなった。これをぜひ復活させていただきたいと、こういう意見であります。今すぐはい、駄目だとかっていう結論は出ないかもしれませんが、町長、これを一度持ち帰って検討していただけないでしょうか。その質問です。ぜひこれ、皆さんだって今聞いてあれでしょう、6者か、7者か、92%か、98なんて高いなとか安いなとか、そういつてちょっと頭を巡らせませんでしたか。我々だっておなじですよ。非常に欲しい情報ですよ。

ということで、町長、いかがでしょうか。これをもう一回復活させてくださいよ。今ここで答弁できなかつたら、持ち帰ってひとつ皆さんと一回検討してみさせていただきたい、そういう質問であります。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

確かに過去にそういう事例があったということであれば、なくなった、こういう非公表にした経緯もあると思うので、そのあたりも調査して、この後の対応を考えたいと思います。よろしくお願いします。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

以上、終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 39 号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校共励館改修建築工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 40 号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校多目的広場整備工事）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 40 号「工事請負契約の締結について（三種町立統合中学校多目的広場整備工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 41 号「財産の取得について（液晶ディスプレイ一体型電子黒板）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 41 号「財産の取得について（液晶ディスプレイ一体型電子黒板）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号「財産の取得について(校務用等パソコン及び周辺機器)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

8番 (森山大輔)

ちょっと伺いたいと思うんですが、今回提案理由説明のところで、これが学校の校務DXを円滑に進めるとともに三種町のSteamブラウザ等の環境を整備するためとございましたけれども、具体的にどのような機能が追加されて、どのような効果が期待されるのか教えていただけますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (木村将来)

お答えいたします。

機能につきましては、昨年度から県の共同調達によりまして、校務支援システムを教職員のパソコンに導入しております。C4thという名のソフトでございますが、こちらのほうで出退勤から児童生徒の学習状況の把握等の一体的な管理ができるようになっておりまして、こちらの機能を強化するものでございます。

現在のパソコンでいきますとこの支援システムを動かすための性能が著しく低いという現場からの声も上がっておりまして、それから来年度、現行でWindows10のOSの上で稼働しているパソコンになりますが、こちらのほうが本年度の10月をもちましてWindows10のサポートがなくなるということも併せまして、今後も環境を維持するための更新となっております。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

分かりました。

今回かなりの台数入替えになるんですが、これは今あるもの全て入替えということになるんですかね。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (木村将来)

お答えいたします。

そのとおりでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

一応念のため教えていただければと思います。これ全数入替えは、例えば何年ごとで大体で入れ替えているとか、その入替えスパンというのは何か決まっていたり目安があつたりするもののでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 木村将来 ）

お答えいたします。

国のほうの基準というものは、すみません、私ちょっと失念してしまいましたが、財務省の減価償却の基準でいきますと、パソコンは4年間ということになっております。三種町としましてはこれまでも、現在のパソコンでも6年間、その前のパソコンでは7年間ほど使っておりまして、基本的には使える間は使っていきたいというスタンスでおります。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。

以上で質問終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第42号「財産の取得について（校務用等パソコン及び周辺機器）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第43号「財産の取得について（三種中学校スクールバス）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番。

8 番 (森山大輔)

これちょっと将来的なことを伺いたいんですけれども、いずれ今回導入したバスも、児童数の減少が今後予定されておりますので、恐らく配置が変わってくると思われるんですけれども、そうしたときにもこの特に新規購入される3台のバスは有効活用されるような計画は常にお持ちということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (木村将来)

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、今後、児童生徒数の減少というものも踏まえまして、バスの路線のほうはその都度検討してまいりたいと思います。ただ現状、まずここ現在出しておるところまでで、今後数年間につきましては、まず現状のバス路線でいくものと予測しております。

あと、今回購入するバスは45人乗りと一番大型のバスになりますので、スクールバスとして一番使用頻度は今後も期待できるものと考えております。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

一応将来のこともご検討ということで、ちょっと気になったのが、今回大型3台買って、大型とか今ある多分マイクロとかいろんなものを組み合わせて地域ごとに走らせるんだと思うんですけれども、この大型バスが将来最適な路線で最適に走るというところが、少し見えるところまでかもしれないですけれども、見通しが具体的に立っているのかなというのがちょっと気になったもので伺ったんですけれども、いかがでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (木村将来)

お答えいたします。

小学校の統合の段階まではシミュレーションができておるんですが、おっしゃいますとおり今後急激な人口の変化ということに対してはまだきちんと把握できていないところもありますので、それにつきましては修正を重ねながら、教育委員会、学校保護者の皆さんと協力させていただきながら、よりよい交通体系ができるように進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。

路線バスなんかでも大型がかえって燃費が悪いとか少人数しか乗っていないというような状況もあったりするもので、ちょっと気になったんですけども、そこら辺なるべく有効活用できるようにご検討いただければなと思います。

それから、もう一点気になるのが運転手さんですね。なかなか今ドライバーさんが不足しているという状況で、この3台のバスに関して来年度しっかり走らせられるような実際の運行のめども立っているのかどうかというところを教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

森山議員、今、財産の取得なので、そこはちょっと議題外だと思います。

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。

以上で質問終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第43号「財産の取得について（三種中学校スクールバス）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第44号「財産の取得について（三種中学校施設備品（スクールセット・教卓等）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、三村議員。

12番 （ 三村 眞 ）

今回、内容を見ましたら机とか椅子という備品の購入について書いており

ましたし、決して批判とかということではないので、今後備品を購入する上でも私自身参考にしたいですし、以前から気になっていたことなので、ささいな質問なるかもしれませんが答えていただきたいと思います。

備品をこの後既存の中学校から何を持っていくか、それで何を購入するかというのは、この後もいろいろ出てくるかと思うんですね。今回、机と、例えば椅子にしても、この備品を購入するときに、その選定というんですか、その方法というのは教育委員会とか先生方の意見とかでその物を買うというのをやっているのかどうか、まずこの1点について教えてください。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（木村将来）

お答えいたします。

教材備品等、学校の備品等の納入につきましては、議員おっしゃいますとおり教育委員会、それから学校と検討しながら来ております。主な内容としては、三種町立小・中学校検討委員会というのがございまして、そちらの中で検討を進めてまいっております。具体的には、夏休みなどを利用して備品の調査を行って、必要備品等を洗い出した後、さらに協議を続けていくという内容で進めてまいりました。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

まず内容は分かりました。どうして私こういう質問したかということ、県内で最新の学校を訪問させてもらったときに、備品を買うにしてもやはり子供さん方の意見を聞いたりしたということでした。これから先統合していく上で、長く物を使っていくものなので、やはり子供たちの意見を少しでも取り入れた備品であってほしいなというのはちょっとあくまで私の希望ではあるんですが、この後検討委員会でもそういうふうな方法は考えられないものなのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（木村将来）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり長く使えるように今後も検討を続けまして、長く使えるような方策については十分協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

いま一度答弁します。教育次長。

教育次長（木村将来）

大変失礼しました。

子供の意見につきまして、これまでも子供の意見、例えば机の大きさやタブレットの使用などで意見を聞いたりしてきたところでございますが、これからは引き続き意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

12番。

12番 （ 三村 眞 ）

まず次長からそのような答弁いただきましたので、これからまた備品の購入というものは多々出てくると思います。私も結構どういうものが入るのかなというのが非常に気になっているところなので、また、やはり子供たちが使うものですから、大人の意見もすごく必要なんですけれども、子供たちの思いを第一優先として考えてもらえたらいいなと思っていますので、そのところ、教育長、次長、よろしくお願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第44号「財産の取得について（三種中学校施設備品（スクールセット・教卓等）」）を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第45号「令和7年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、追加上程いたしました議案第45号、令和7年度一般会計補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第45号「令和7年度一般会計予算の補正について」は、歳入歳出それぞれ1,415万9,000円を追加し、予算総額を162億897万2,000円とするものであります。

補正内容としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加

に係る閣議決定が令和7年5月27日にされたことから、交付金活用事業として福祉施設等物価高騰対策事業補助金1,386万9,000円を追加計上するものであります。そのほか、条例改正に伴い、参議院議員選挙費の投票立会人等報酬29万円を増額計上しております。

以上が補正予算の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

大変失礼しました。

議 長 (加藤彦次郎)

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第45号「令和7年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第46号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、追加上程いたしました議案第46号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案第46号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、選挙長等の報酬が引き上げられたことから、本条例で定める選挙長等の報酬を法改正に準じた報酬に改正するものであります。

以上が本日追加上程した議案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第４６号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

日程第１５．陳情第４号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」及び日程第１６．発委第３号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について」を一括議題とします。

総務政策委員会より審査報告及び説明を求めます。

総務政策委員長。

総務政策（ 平賀 真 ）

委員長 それでは、総務政策委員会に付託された陳情については、６月１０日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第４号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第３号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

総務政策委員長の報告等が終わりました。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で総務政策委員会の報告等を終わります。

はじめに、陳情第４号に対する討論を行います。反対討論はありません

か。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、発委第3号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第3号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 発委第4号「三種町議会会議規則の一部改正について」及び日程第18. 発委第5号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を一括議題とします。

発委第4号及び第5号は、提案理由の説明を省略します。

初めに、発委第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第4号「三種町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決され

ました。

次に、発委第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第5号「三種町議会委員会条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに記録しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、タブレットに記録しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第20. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、タブレットに記録しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年6月三種町議会定例会を閉会します。

午前11時38分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 高 橋 満

三種町議会議員 平 賀 真

三種町議会議員 成 田 光 一